

令和 2 年

第 2 回

月形町農業委員会総会

議事録

令和 2 年 2 月 25 日

月形町農業委員会

招 集 年 月 日	令 和 2 年 2 月 1 9 日					
招 集 の 場 所	樺 戸 郡 月 形 町 役 場 委 員 会 室					
開 閉 日 時	開 会	令 和 2 年 2 月 2 5 日	午 後 1 時 3 0 分	議 長	渡 辺 祥 紀	
	閉 会	令 和 2 年 2 月 2 5 日	午 後 2 時 0 5 分	議 長	渡 辺 祥 紀	
応 (不 応) 招 集 委 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出 席 1 1 名 欠 席 0 名 ○ …… 出 席 × …… 欠 席 公 …… 公 務 欠 席	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠
	1	黒 宮 勝 美	○	7	服 部 栄	○
	2	青 柳 和 弘	○	8	内 藤 康 志	○
	3	山 崎 敏 美	○	9	渡 辺 早 智 子	○
	4	多 田 正 光	○	1 0	小 野 栄 治	○
	5	中 嶋 雅 義	○	1 1	渡 辺 祥 紀	○
	6	西 川 優	○			
出 席 した 職 員	事 務 局 長	加 藤 弘 光	総 務 係 長	佐 藤 直 樹		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り					
会 議 に 附 した 議 件	別 紙 議 事 日 程 の と お り					
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り					

令和2年第2回月形町農業委員会総会

令和2年2月25日

午後1時30分

月形町役場 委員会室

議 事 日 程			
番号	議案番号	件 名	摘要
1		議事録署名委員の指名 番 員 番 員	
2		会期の決定	
3		会務報告	
4	報告第7号	農用地のあっせん申し出について（売渡し、貸付け1件）	P 1
5	報告第8号	農用地のあっせん申し出について（貸付け1件）	P 2
6	報告第9号	農用地のあっせん申し出について（買受け、借受け1件）	P 3
7	報告第10号	農業経営改善計画の認定について（9件）	P 4
8	報告第11号	農地法第4条転用許可地の工事完了報告について（1件）	P 5
9	報告第12号	あっせん委員会報告について	P 6～7
10	議案第5号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定3件）	P 8～10
11	議案第6号	農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について	P 11
12	協議案第1号	令和2年度月形町農業委員会総会の日程について	P 12

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>定刻となりましたので、令和2年第2回月形町農業委員会総会を開会いたします。なお、月形町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が努めることになっていきますので、渡辺会長に議事の進行をお願いします。</p> <p>(会長あいさつを行う。)</p>
<p>議長 渡辺 祥 紀</p>	<p>只今の出席委員数は11名です。</p> <p>定足数に達していますので、会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>本日をもって招集された令和2年第2回月形町農業委員会総会を只今より開会いたします。(午後1時30分)</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程番号1番、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により、議長において、3番山崎委員、4番多田委員の両君を指名します。</p> <p>日程番号2番、会期の決定をいたします。お諮りいたします。</p> <p>令和2年第2回月形町農業委員会総会は、2月25日、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、令和2年第2回月形町農業委員会総会は、2月25日、本日1日限りとすることに決定いたしました。</p> <p>日程番号3番、会務報告。会務報告はお手元に配付のとおりです。事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>(会務報告を説明)</p>
<p>議長 渡辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質問、ご意見がありませんので、会務報告は、報告済みといたします。</p> <p>続きまして、日程番号4番、報告第7号、農用地のあっせん申し出について売渡し、貸付け1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書1頁をご覧ください。</p> <p>報告第7号、農用地のあっせん申し出について、売渡し、貸付け1件を上程し</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>ております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の売渡し及び貸付けの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1 申出人住所氏名 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。土地の所在地は、月形町□□□□ 現況地目 用悪水路 面積は731㎡です。土地の内訳ですが、田の計1筆8,916㎡、その他1筆731㎡、合計2筆9,647㎡です。なお、説明資料の2頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第7号については承認いたしました。続きまして、日程番号5番、報告第8号、農用地のあっせん申し出について貸付け1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書2頁をご覧ください。</p> <p>報告第8号、農用地のあっせん申し出について貸付け1件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の貸付けの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1 申出人住所氏名 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。土地の所在地は、月形町□□□□ 現況地目 田 面積は5,184㎡です。土地の内訳ですが、田の計2筆10,712㎡、畑の計1筆1,639㎡、合計3筆12,351㎡です。なお、説明資料の3頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第8号については承認いたしました。続きまして、日程番号6番、報告第9号、農用地のあっせん申し出について買受け、借受け1件を議題といたします。</p>

議長 渡 辺 祥 紀	事務局より説明願います。
事務局長 加 藤 弘 光	<p>議案書3頁をご覧ください。</p> <p>報告第9号、農用地のあっせん申し出について買受け・借受け1件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の買受け及び借受けの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1 申出人住所氏名 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。希望事項ですが、希望場所は北農場、豊ヶ丘、希望地目は田・畑、希望面積は15haです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第9号については承認いたしました。続きまして、日程番号7番、報告第10号、農業経営改善計画の認定について9件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局長 加 藤 弘 光	<p>議案書4頁をご覧ください。</p> <p>報告第10号 農業経営改善計画の認定について9件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定について、下記の者が認定されたので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>1 認定農業者 農事組合名 知来乙 氏名 ○○○○さん。再認定です。認定年月日は令和元年12月30日 認定の有効期限は令和6年12月29日です。内訳は、再認定が2件、変更が7件で、内容変更は、機械の購入や農舎の増築などが主な理由です。2通知文ですが説明資料の4頁と5頁に通知書の写しを添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第10号は承認いたしました。</p>

議長 渡辺 祥紀	<p>続きまして、日程番号8番、報告第11号、農地法第4条転用許可地の工事完了報告について1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局長 加藤 弘光	<p>議案書5頁をご覧ください。</p> <p>報告第11号 農地法第4条転用許可地の工事完了報告について1件を上程しております。</p> <p>転用許可を受けた事業者から、下記のとおり完了報告書の提出がありましたので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1転用事業者、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。許可年月日は令和元年8月27日、許可指令番号及び転用許可地、面積は議案に記載のとおりです。転用目的は農業用倉庫の建設のため、工事の完了年月日は令和2年1月31日です。</p> <p>今回、工事が完了したため完了報告書の提出がありました。事務局での報告書の内容確認並びに担当委員の確認を行いましたので報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡辺 祥紀	<p>それでは補足説明を西川委員お願いします。</p>
委員 西川 優	<p>2月18日に事務局2名と現地の確認を行い、転用申請のとおり利用され、工事が完了していたことを報告します。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長 渡辺 祥紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第11号は承認いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号9番、報告第12号、あっせん委員会報告についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤 弘光	<p>議案書6頁をご覧ください。</p> <p>報告第12号、あっせん委員会報告についてを上程しております。</p> <p>あっせん委員会より月形町農地移動適正化あっせん基準に基づき、令和2年2月18日あっせん結果の通知がありましたので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、申出人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出内容は再貸</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>付けです。対象地は樺戸郡月形町□□□□ 1筆合計5,922㎡。協議結果は成立、相手方は樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さんです。</p> <p>番号2、申出人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出年月日は令和元年11月25日、申出内容は貸付けです。対象地は樺戸郡月形町□□□□ 1筆合計10,478㎡。協議結果は成立、相手方は樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さんです。</p> <p>続きまして7頁になります。番号3、申出人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出内容は再貸付けです。対象地は樺戸郡月形町□□□□ 他3筆合計29,540㎡。協議結果は成立、相手方は樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さんです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第12号は承認いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号10番、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について利用権設定3件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書8頁をご覧ください。</p> <p>議案第5号、農用地利用集積計画の決定について利用権設定3件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の農用地利用集積についての決定の議決を願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、権利区分、賃借権。貸主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由は離農による再貸付。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由は経営規模拡大による再借受。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地は樺戸郡月形町□□□□ 現況地目は田 面積は5,922㎡の1筆です。希望事項ですが、賃借料総額△△△△円、10a当たりの賃借料は議案書に記載のとおりです。設定期間は令和2年2月26日から令和11年11月30日までの10年間です。説明資料の6頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>本件は、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の全ての要件を満たしているものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p> <p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第5号番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、番号1については原案のとおり可決いたしました。続きまして、番号2について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書9頁をご覧ください。</p> <p>番号2、権利区分、賃借権。貸主、月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由は経営規模縮小。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由は経営規模拡大。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地は樺戸郡月形町□□□□ 現況地目は田 面積は10,478㎡の1筆です。希望事項ですが、賃借料総額△△△△円、10a当たりの賃借料は議案書に記載のとおりです。設定期間は令和2年2月26日から令和6年11月30日までの5年間です。説明資料の7頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>本件は、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の全ての要件を満たしているものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>それでは補足説明を西川委員お願いします。</p>
<p>委員 西川 優</p>	<p>貸主の経営規模縮小に伴い、あっせんの申し出があり、多田委員と地域の担い手へのあっせんを行った結果、借主以外にあっせんの希望が無く、借主にあっせんを行う事になりました。</p> <p>令和2年2月10日、事前協議を行い、貸主と地域の担い手である借主の双方の意向を確認しました。</p> <p>合意になった内容につきましては、議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第5号番号2について、原案に賛成</p>

議長 渡 辺 祥 紀	<p>の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、番号2については原案のとおり可決いたしました。 続きまして、番号3について事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加 藤 弘 光	<p>議案書10頁をご覧ください。</p> <p>番号3、権利区分、賃借権。貸主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。 申出理由は離農による再貸付。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。 申出理由は経営規模拡大による再借受。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。 申出地は樺戸郡月形町□□□□ 現況地目は田 面積は2,599㎡です。 申出地の内訳ですが、田の計合計ともに4筆29,540㎡、希望事項ですが、賃借料総額△△△△円、10a当たりの賃借料は議案書に記載のとおりです。 設定期間は令和2年4月28日から令和12年4月27日までの10年間です。 説明資料の8頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>本件は、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の全ての要件を満たしているものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第5号番号3について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、番号3については原案のとおり可決いたしました。 続きまして、日程番号11番、議案第6号、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてを議題といたします。 事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加 藤 弘 光	<p>議案書11頁をご覧ください。</p> <p>議案第6号、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてを上程しております。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、下記のとおり審議願います。</p>

事務局長 加藤 弘光

本日の提出です。

1協議の根拠ですが、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について農地法第3条第2項第5号に基づき、別段の面積を定めこれを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになりました。また、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について検討することになっています。

説明資料の10頁に農地法第3条を抜粋したものを添付しておりますが、農地法第3条では北海道は2ha以上の農地を保有するように定められています。これは、農地面積が小さい場合、生産性が低く、農業経営が効率的に運営できないことが想定されるためです。しかし、地域により農業形態が違ふことで、農地の耕作面積が実情に合わない場合は、農業委員会で下限の面積を定めることができることになっています。

2設定の方針ですが、本農業委員会としては、別段の面積の設定を行わないことにしたいと思えます。

3設定を行わない理由ですが、説明資料の13頁に2015年の農林業センサスの「経営耕地面積規模別経営体数」の資料を添付しておりますが、町内の経営耕地面積の規模が2ha未満の農家は全体の15%程度で、説明資料の9頁の農地法施行規則第17条第1項第3号に規定されている、別段の面積を設定する場合の基準の40%を大きく下回っていること。また、本町の現状としては農地の集積も進んでおり、担い手の経営規模は徐々に拡大していること。さらには、昨年9月に実施しました農地パトロールにおいても遊休農地はないと判断されています。農地の保有状況及び利用状況から現時点では設定の必要がないと判断するものです。

なお、新規就農等で花き栽培によりその経営が集約的に行われる場合は、経営面積が下限の2haに達しない場合でも、本町の農業経営基盤強化促進基本構想の営農類型を基に、従来から例外として農地法第3条の許可をすることができていることになっています。

以上、設定についての内容ですが、本町におきましては例年、この別段の面積の設定は行わない旨を決定しております。

以上で説明を終わります。

議長 渡辺 祥紀

説明が終わりました。各委員議案、資料に再度お目通しをお願いします。
暫時休憩といたします。(午後1時58分)

(休憩)

休憩以前に遡り会議を再開します。(午後1時59分)

質疑、ご意見等ございませんか。

議長 渡辺祥紀	<p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第6号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第6号については、原案のとおり別段の面積を設定しないこととして決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号12番、協議案第1号、令和2年度月形町農業委員会総会の日程についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤弘光	<p>議案書第12頁をご覧ください。</p> <p>協議案第1号、令和2年度月形町農業委員会総会の日程についてを上程しております。</p> <p>令和2年度の月形町農業委員会総会の日程について、下記のとおり協議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>農業委員会総会につきましては、毎月1回の開催が義務付けされているものではありませんが、農業委員会活動のホームページでの公表や総会の公開傍聴が義務化されていますので、特別な事情がない限り、総会の開催日を定め公表する必要があります。</p> <p>なお、開催日につきましては、例年、その他の関係行事を確認し、毎月第4週又は第5週の火曜日又は木曜日を基本に日程調整を行います。</p> <p>説明資料の14頁に総会予定表を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>なお、法律等により処理期間などが定められている事項で審議が必要な場合や会長が開催の必要があると認めたときは、急遽、総会を開催する場合があります。</p> <p>表の左から2列目に総会日程が記載されております。4月は23日木曜日、5月は26日火曜日、6月は25日木曜日、7月ですが、本年は改選の年になりますので、新たな委員の就任日の20日の月曜日と28日の火曜日に開催します。8月は25日火曜日、9月は24日木曜日、10月は27日火曜日、11月は24日火曜日、12月は22日火曜日、翌年1月は26日火曜日、2月は25日木曜日、3月は25日木曜日です。なお、会場は6月から8月は役場大会議室を使用し、それ以外の月は、役場3階委員会室を会場に予定しております。</p> <p>なお、あっせん委員会は、総会の1週間前を基本として開催予定です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長 渡 辺 祥 紀

説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

質疑、ご意見がございませんので、協議案第1号については、事務局の説明のとおり開催することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、協議案第1号については、原案のとおり開催することで決定いたしました。

以上で本総会に附議された全ての議件を終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第2回月形町農業委員会総会を閉会いたします。

皆様ご苦勞様でした。(午後2時05分)